

## 規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十二号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十四号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

様式第十五号（裏面）中「60日」を「3か月」と改め、「した日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合は、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は、70日）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。